平成３０年（フ）第９６号
静岡県沼津市大岡539番地の１　木瀬川リバーサイドマンション307号
破産者　鈴木　綾子（旧姓山本）
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第５２号
愛知県蒲郡市清田町三反田６番地11
破産者　山崎　楓弥
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２７号
鳥取県東伯郡琴浦町大字宮場35番地１
破産者　柳原　和彦
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第４４号
香川県高松市一宮町1613番地５
破産者　岩花　陳之
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５９号
愛媛県松山市居相５丁目３番12号　ユーミーフォートレスＴ101号
破産者　山崎　竜馬
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５号
愛媛県今治市八町西５丁目１番51号　本郷ハイツ103号、前住所愛媛県今治市大正町１丁目２番地の２
破産者　小林　明美（旧姓山口）
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第２３号
鹿児島県枕崎市木原町158番地１　カンギャラットⅠ　102号
破産者　寺脇　武志
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２０８号
徳島県徳島市八万町夷山69番地の２　ウィルモア夷山Ｂ102
破産者　髙志　邦俊
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３０号
徳島県徳島市末広３丁目６番50―202号　サンフラワー
破産者　髙志　光代
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７１号
仙台市若林区三百人町134番地　コーポ高与110
破産者　松本　雅宏
１　決定年月日　平成30年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６１号
名古屋市名東区西里町２丁目31番地　ユニーブル西里202号、開始決定時の住所名古屋市名東区大針２丁目81番地の１
破産者　柴田　敏彦
１　決定年月日　平成30年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０５２号
名古屋市天白区大根町326番地　おおね荘21棟408号、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字前之輪８番地　フェステ鳴海３Ｃ号
破産者　村瀬　鈴子
１　決定年月日　平成30年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７６４号
大阪市福島区玉川２丁目６番１号Ａｐａｒｔｍｅｎｔ　Ｔａｍａｇａｗａ　503号
破産者　山本　晃平
１　決定年月日　平成30年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８７４号
大阪市阿倍野区文の里４丁目13番18号、前住所大阪市東住吉区北田辺３丁目15番４号
破産者　山田　慶介
１　決定年月日　平成30年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３５３号
大阪市西淀川区花川１丁目３番１号シーズ塚本南701号室
破産者　上柏　文哉
１　決定年月日　平成30年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１２３号
大阪市生野区巽南３丁目11番16―303号
破産者　豊永　美鈴
１　決定年月日　平成30年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６９７号
大阪市浪速区久保吉１―６―２―502、開始決定時大阪市浪速区久保吉１―５―１―406
破産者　一　新生子（旧姓大倉）
１　決定年月日　平成30年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部